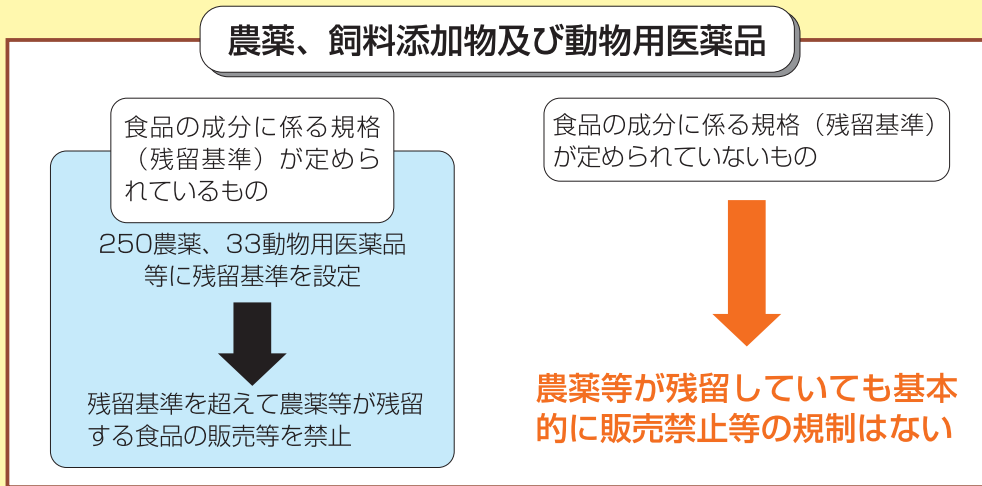


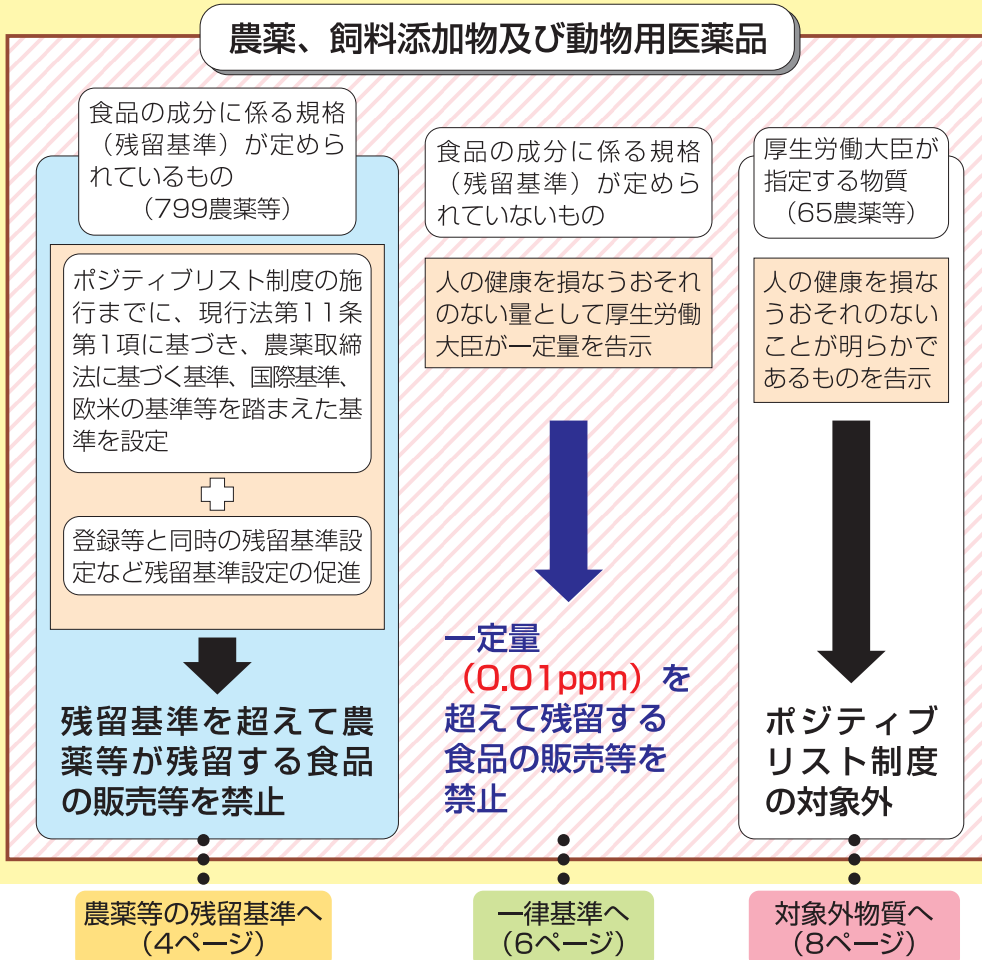
# 食品中に残留する農薬等の新しい制度（ポジティブリスト制度）

（改正食品衛生法第11条関係（平成17年11月29日付けで関係告示を公布））

## 【ポジティブリスト制度への移行前】



## 【ポジティブリスト制度への移行後】 …… 平成18年5月29日施行



## II 農薬等の残留基準について

本制度の施行以前では、食品衛生法で残留基準が設定されている農薬等は283品目で、国内外で使用される多くの農薬等に残留基準が設定されていませんでした。

残留農薬等に関する新しい制度（ポジティブリスト制度）の導入にあたり、国民の健康保護と制度の円滑な施行の観点から、科学的な評価により設定される国際基準等を参考に、国際的に広く使用されている農薬等に新たに残留基準を設定しました。

その結果、これまでに残留基準のあったものも含め799農薬等に残留基準が設定されました。

残留基準決定の際の考え方は下図のとおりですが、これまでに設定されていた残留基準については、改正を行っていません。なお、国内で使用される農薬等については、使用方法等を守り適正に使用していれば、残留基準を超える心配はありません。

### 今回新たに残留基準を設定した際に用いた基本フロー

